

## 当社 電子計測器「該当・非該当判定書」ご提供について

### (お客様が当社の電子計測器を輸出されるにあたって)

平素は当社の電子計測器をご利用頂き、まことにありがとうございます。

お客様が新規にご購入頂いた、またはすでにお手持ちの当社の電子計測器を輸出される場合は、我が国の輸出管理関係法令により規制対象製品かどうかをご確認頂く事が義務づけられております。

このため、当社はおお客様からのご依頼により、当社の電子計測器が規制対象製品かの証明書、すなわち「該当・非該当判定書」を発行させて頂いております。

本冊子は、お客様が当社へ「該当・非該当判定書」をお申し込み頂く際に、ご記入をお願いしております「お申込書（輸出取引確認書）」のご記入方法、及びお客様へ発行いたします、「該当・非該当判定書」の記載内容についてご説明したものです。

なお、本冊子の内容、及び「該当・非該当判定書」は全て最新の輸出管理関係法令に準拠しております。

\* 本冊子の対象は当社の電子計測器であり、半導体試験装置、ダイナミック・テスト・ハンドラは含まれておりませんので、ご注意ください。

\* 電子計測器に関する消耗品、修理交換用部品、保守用部品等の輸出に関するお問い合わせは、カスタマサービス課が担当させて頂いております。

これら保守用部品等の「該当・非該当判定書」をご依頼頂く場合には、下記へご連絡頂けます様、お願い申し上げます。

(株) アドバンテスト カスタマサービス課

Tel : 0276-80-9742 / Fax : 0276-88-9073

内 容	ページ
1. 当社の輸出管理について	P2
2. 「該当・非該当判定書」発行の流れ	P3
3. 「輸出取引確認書」	P4
4. 「該当・非該当判定書」の内容	P5
5. 該当非判定結果による輸出手続について	P7
6. 「該当・非該当判定書」以外の文書について	P8
7. お申込書（輸出取引確認書）・記載要領	付録 1
8. お申込書（輸出取引確認書）・記入用紙	付録 2

株式会社アドバンテスト セキュリティ管理室

## 1. 当社の輸出管理について

### 【該当・非該当判定書とは】

外国為替及び外国貿易法(以下外為法といいます)の定めるところにより、国際的な平和と安全の維持のため、特定の貨物や技術については輸出や提供を規制しています。

お客様が当社の電子計測器を輸出される際には、外為法並びに輸出関連法令に定められた規制対象製品か否かをご確認いただく必要がございますが、当社ではお客様の輸出の一助として「当社の電子計測器が輸出規制対象か否かの証明書」即ち「**該当・非該当判定書**」を発行させて頂いております。

### 【輸出取引確認書について】

「輸出取引確認書」は、お客様から「該当・非該当判定書」をご依頼頂く際にご記入をお願いしているお申込書になります。

当社では、お客様が当社の「該当・非該当判定書」により外為法及び関連法令に定められた輸出手続を確認されるのとは別に、製造元として我が国の輸出管理が正しく履行される事に協力するため、お客様の輸出に関する「最終需要者」、「最終使用目的」他を確認させて頂いております。

就きましては、上記の社会的責任についてご理解賜り、「該当・非該当判定書」お申し込みに当たっては、「輸出取引確認書」へのご記入に、ご協力頂けますようお願い申し上げます。

### 【基本量計測器の該当・非該当判定書発行について】

当社では2003年(平成15年)、従来取り扱っておりました、デジタル・マルチ・メータやエレクトロ・メータ等の基本量計測器、並びに光パワーメータ等の光計測器の開発、製造並びに販売を株式会社エー・ディー・シー(所在地:東京都中央区京橋3-6-12 正栄ビル、代表取締役社長:稲葉 勇 氏)に譲渡致しました。

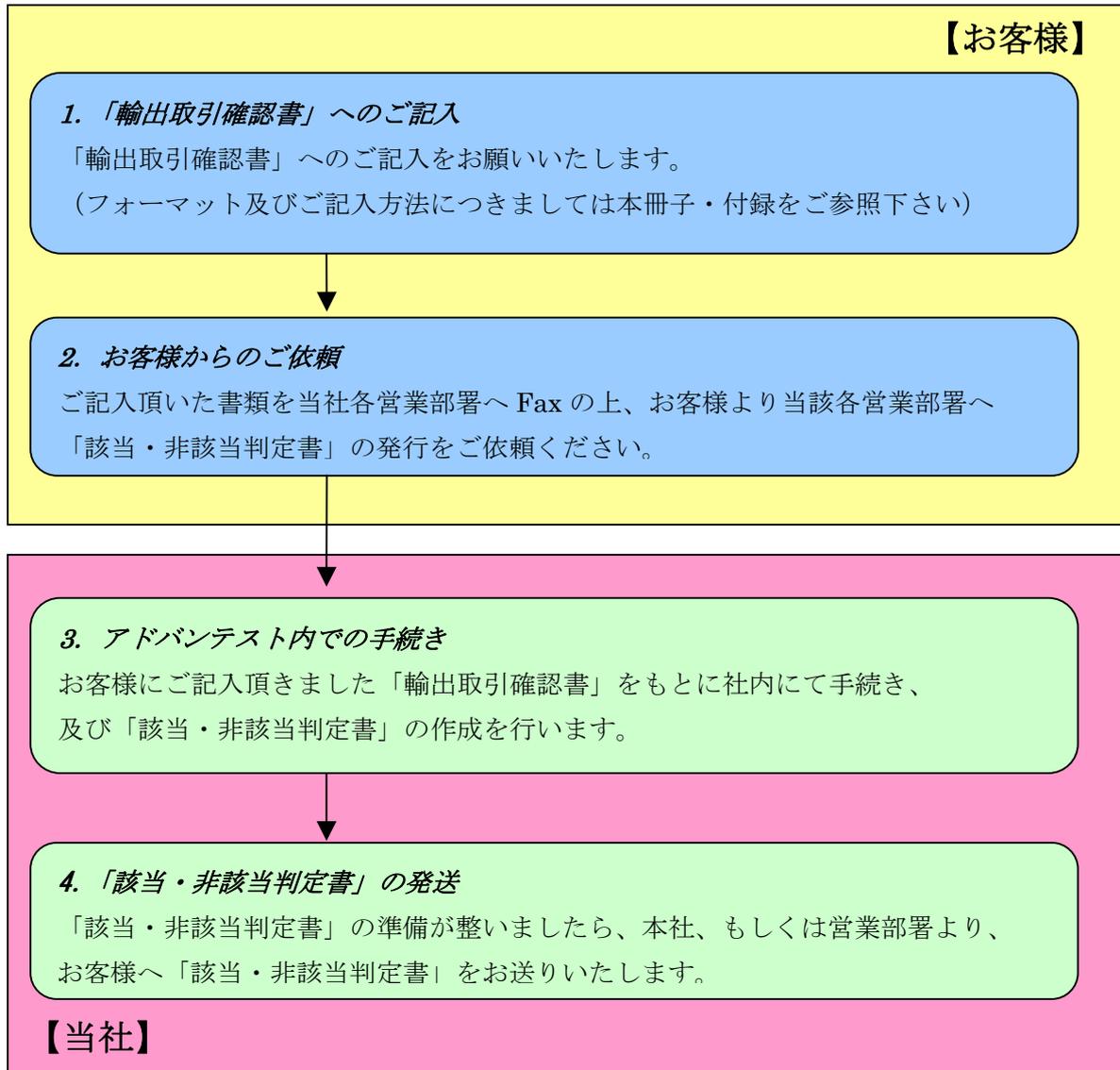
これに伴い、これら製品群の「該当・非該当判定書」発行についても、同社に移管致しましたので、移管後の製品につきましては、同社までお問合わせ下さい。

お客様にはご不便をおかけし、大変申し訳ございませんが、何卒ご了承賜りますよう、お願い申し上げます。

ご連絡先等、詳細は同社ウェブサイトをご覧下さい。: <http://www.adcmt.com/index.html>

2. 「該当・非該当判定書」発行の流れ

お客様から「該当・非該当判定書」作成のご依頼を頂いた後、お手元に届くまでは、以下の流れとなっております。



\* 該当・非該当判定書・発行までは、通常、1週間程度のお時間を頂いておりますので、ご了承下さい。

### 3. 「輸出取引確認書」

本文書はお客様の輸出内容（輸出先国名、最終需要者、輸出製品、使用目的など）をご記入頂く文書になります。

従いまして、本文書は輸出業務を委託された通関業者、運送業者、商社、代理店の方ではなく、輸出内容を熟知している当事者の方にご記入をお願いしておりますので、ご注意頂けます様、お願い申し上げます。

なお、「輸出取引確認書」の詳しい記入方法は本冊子・付録 1「輸出取引確認書・記載要領」をご覧ください。

#### ◆その他の文書

お客様の輸出内容（輸出先国名、最終需要者名など）によっては、「輸出取引確認書」とは別に最終需要者にご記入頂く確認書や、最終需要者の会社案内などを頂戴する場合がございますので、その際にはご協力をお願いいたします。

#### ◆最寄の当社各営業部署

「該当・非該当判定書」のご依頼につきましては、下記の営業部署へご連絡をお願いいたします。

##### ・RF測定器販売推進部

（東日本地区）所在地：〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-2 新丸の内センタービルディング

Tel:0120-988-971 / fax:0120-988-973

（西日本地区）所在地：〒564-0062 大阪府吹田市垂水町 3-34-1

Tel:0120-638-557 / fax:0120-638-568

4. 「該当・非該当判定書」の内容

当社が発行いたします「該当・非該当判定書」は、以下のようなフォーマットになっております。

200X年XX月XX日

## 該当・非該当判定書

本判定書は、輸出貿易管理令[昭和24年政令第378号]別表第1、外国  
 260号]別表、およびそれぞれの最新の改正に基づいて判定されております。

NO.製品名/メーカー名、メーカー型式	判定	型式/判定の根拠
1. スペクトラム・アナライザ	非該当	R3131 輸出令別1外貨物<政令(省令)> <七(13)省6-12>

上記 No.1~No.1 のとおり、判定いたします。

---

**製品名称**  
ご依頼頂いた製品の名称になります。

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-2 新丸の内センタービル  
 Tel.03-3214-7579 Fax.03-3214-7712  
 株式会社アドバンテスト 管理本部  
 責任者：セキュリティ管理室長 担当者：セキュリティ管理室  
 \*\*\*\*\* 印 \*\*\*\*\*

---

**該非判定結果**  
ご依頼頂いた製品が輸出規制対象(該当)か、輸出規制対象外(非該当)であるか、が記載されています。

**参照法令**  
ご依頼頂いた製品の参照法令が記載されています。(次ページをご参照下さい)

**【Sample】**  
 本判定書は見本になります。  
 (本判定書で通関を行う事は出来ません)

**型式**  
ご依頼頂いた製品の型式になります。

**製品名称**  
ご依頼頂いた製品の名称になります。

**該非判定結果**  
ご依頼頂いた製品が輸出規制対象(該当)か、輸出規制対象外(非該当)であるか、が記載されています。

**参照法令**  
ご依頼頂いた製品の参照法令が記載されています。(次ページをご参照下さい)

**【Sample】**  
 本判定書は見本になります。  
 (本判定書で通関を行う事は出来ません)

なお、該当・非該当判定書の詳細につきましては、次ページの補足をご参照下さい。

補足)

### 1) 参照法令

参照法令部分における各用語は、以下の意味を持っております。

#### ○輸出貿易管理令(輸出令)に関する表記

##### ・輸出令別 1 外貨物<政令(省令)>

:「輸出令 別表第 1」にて規制対象とされているが、規制スペックに満たないため、規制対象外貨物(非該当)である事を表します。

##### ・輸出令別 1 貨物 [政令(省令)]

:「輸出令 別表第 1」の規制対象であり、かつ規制スペックを満たす機能を有するため、規制対象貨物(該当)である事を表します。

##### ・輸出令別 1 外貨物(対象外)

:「輸出令 別表第 1」に参照すべき法令が無い、完全に規制対象外貨物である事を表します。

#### ○外国為替令(外為令)に関する表記

##### ・外為令別表外技術<政令(省令)>

:「外為令 別表」にて規制対象とされているが、規制製品概要に当たらないため、規制対象外技術(非該当)である事を表します。

##### ・外為令別表技術[政令(省令)]

:「外為令 別表」の規制対象であり、かつ規制製品概要に当たるため、規制対象技術(該当)である事を表します。

##### ・外為令別表外技術(対象外)

:「外為令 別表」に参照すべき法令が無い、完全に規制対象外技術である事を表します。

### 2) 法令改正への対応について

本判定書は、その時々最新の法令改正に基づいて作成されております。

従って、本判定書がその都度の法令改正に対応しているか否かについては、該当・非該当判定書の作成日が、法令改正施行日より後に作成されているか否かにてご判断下さいます様、お願い申し上げます。

### 3) パラメータシート

ご依頼の製品に関して、「輸出令 別表第 1」に参照法令が存在する場合には、「該当・非該当判定書」の補足文書として、規制スペックに対するご依頼製品のスペックを含め、該当/非該当の根拠を明示した、「パラメータシート」の発行も承ります。

ご希望の場合は、大変お手数ながら、「申込書(輸出取引確認書)」その旨ご記入下さいますよう、お願い申し上げます。

なお、パラメータシート発行に際しては、通常よりお時間を頂く場合がありますので、ご了承下さい。

- ※ パラメータシートのフォーマットは、当社フォーマット、及び Cistec(安全保障貿易情報センター／経済産業省の輸出管理関連の外郭団体)フォーマットの2種類がございます。  
また、他社からの購入品である場合には、メーカー発行の該非判定書類を提出させて頂く場合も  
ございますので、ご了承下さい。

## 5. 該非判定結果による輸出手続について

日本の輸出規制関係法令では、当社の該当・非該当判定書に記載された判定結果により、以下のよう  
に輸出手続が定められておりますので、ご参考として記載いたします。

なお、本項目は全て日本の輸出規制関係法令で定められた輸出手続に関する説明であるため、ご不明  
な点は監督官庁である経済産業省へお問い合わせ頂けます様、お願い申し上げます。

### ○「該当(規制対象)」の場合

判定結果が「**該当**」の場合には、ご依頼頂いた製品は輸出規制対象製品のため、原則として経済産業  
大臣の輸出許可が必要となります。

なお、この輸出許可は輸出企業(者)が取得すると定められているため、お客様が経済産業省に対して  
申請される事になりますのでご了承下さい。

### ○「非該当(規制対象外)」の場合

判定結果が「**非該当**」の場合には、ご依頼頂いた製品は輸出規制対象外製品のため、経済産業大臣の  
輸出許可は不要です。

ただし、次の「キャッチオール規制」に該当する場合は、経済産業大臣の輸出許可が必要となりますので、  
ご注意下さい。

### ○「キャッチオール規制(補完的輸出規制)」に該当の場合

輸出製品が輸出令別表1及び外為令別表の16項対象品で、かつ輸出内容が以下のいずれかに該当  
する場合、「**キャッチオール規制**」該当となり、経済産業大臣の輸出許可が必要となります。

- 最終需要者、製品の使用目的等から判断して、「最終需要者が、核兵器、生物・  
化学兵器、ミサイル等の設計、開発、製造等に使用する」旨が判明した場合 【客観要件】
- 輸出令別表第3の2に掲げる国や地域を仕向地とする輸出等であって、通常兵器等の開発  
等に用いられるおそれがある場合 【客観要件】
- 経済産業省より、当該輸出に際し、輸出許可が必要である旨の連絡が来た場合  
【インフォーム要件】

「キャッチオール規制」に関して輸出許可取得が必要かどうかは、お客様の輸出内容（輸出先、最終需要者の経歴、使用目的）によるため、当社の「該当・非該当判定書」からは判断できませんのでご了承下さい。

#### 6. 「該当・非該当判定書」以外の文書について

「米国再輸出規制に関する見解書」等につきましては、「該当・非該当判定書」ではカバーしておりませんので、これらの書類をご入用な場合には、「該当・非該当判定書」と併せてご依頼頂ければ発行致しておりますが、内容によりましてはご要望に添えない場合もございます。

(※当社では米国輸出管理規則(EAR)に関する判定をしておりません。恐れ入りますが、EARにつきましては、米国商務省のWebサイト<下記URL>をご参照頂けますよう、お願い致します。)

URL: [http://www.access.gpo.gov/bis/ear/ear\\_data.html](http://www.access.gpo.gov/bis/ear/ear_data.html) (英語サイト)

以上

- 
- \* 当冊子の内容は株式会社アドバンテスト・セキュリティ管理室の見解であり、お客様の輸出管理に関するご判断の妨げをなすものではありません。
  - \* 実際の輸出に当たってはお客様の輸出管理ご担当部署、及びご利用される通関業者殿とご相談の上、お進め下さいます様、お願い申し上げます。
  - \* 当社から発行させて頂きます「該当・非該当判定書」に関するご不明点は下記の連絡先までご確認下さい。

株式会社アドバンテスト セキュリティ管理室 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-2 新丸の内センタービルディング Tel03-3214-7579 / fax 03-3214-7712
---



顧客各位

このたびは当社製品をご用命賜り、まことにありがとうございます。  
当社製品を輸出されるにあたり、わが国の法令及び当社輸出管理基準に定めるところにより、若干の事項につき確認が必要となりますので、お手数ではございますが、以下につきご記入いただきたくお願いいたします。

なお、海外持ち出された製品につきましては、ワランティ対象外とさせていただきます。また、修理の対応につきましては日本国内とさせていただきますことをご了承ください。

株式会社アドバンテスト

200 年 月 日

株式会社アドバンテスト殿

### 輸出取引確認書

御社名(お客様名): \_\_\_\_\_

所在地 : 〒 \_\_\_\_\_

御役職名 : \_\_\_\_\_ 御所属 : \_\_\_\_\_

記名捺印 : \_\_\_\_\_ 印

電話番号 : \_\_\_\_\_ FAX番号 : \_\_\_\_\_

※以下の文章における「当社」とは「お客様各位」を意味します。(アドバンテストではありません)

当社は、株式会社アドバンテストの製品(役務を含み、以下「本製品」という)を、下記のとおり輸出することを確認いたします。

1. 当社は、本製品を輸出するに際し、我が国の「外国為替及び外国貿易法」及び米国の再輸出規制等輸出関連諸法令を遵守いたします。
2. 当社は、最終需要者が本製品を、核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル、武器等の設計、開発、製造等に使用しないことを確認します。
3. 当社は、最終需要者が本製品を、「核兵器等以外の軍用途」(通常兵器)の設計・製造・使用に供さないことを確認します。
4. 当社は、最終需要者が上記2. および3. に掲げる事業に従事していることが判明した場合は、輸出いたしません。
5. 下記、アドバンテスト輸出管理基準 第1類国、第2類国、懸念国として定められている国へ輸出する場合には、貴社様式の最終需要者のEnd-User and End-Use Certificate、又は会社案内等事業内容を証明する資料を必要に応じて添付します。
6. 下記の輸出取引内容における「最終需要者」とは、本製品を最終的に自己使用、加工または消費する者(個人、再販する商社、仲介人またはブローカーなど)ではないことを確認します。

#### <輸出取引内容>

最終需要者 (現地正式名称)			
輸 出 者 (会社名)			
輸出経路	アドバンテスト →		→ 最終需要者
注文(又は購入)経路	お客様各位 →	→ アドバンテスト	注文書No
本製品の使用目的 (具体的に記載願います)	_____		
輸出形態 (該当項目チェック)	<input type="checkbox"/> 一時輸出である ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )	最終仕向地 (国 名)	
	<input type="checkbox"/> 一時輸出でない		
輸出予定日	年 月 日	書類作成 希望日	年 月 日

※海外持ち出された製品は、ワランティ対象外とさせていただきます。

※書類作成まで通常1週間程度かかります。

#### <対象製品>

	1	2	3	4
製品型式				
製品名				
製造番号(シリアル9桁)				
納品日				

第1類国
イラン、イラク、北朝鮮、リビア、アフガニスタン

第2類国
インド、パキスタン、シリア、ハイチ、コンゴ、コートジボワール、レバノン、シエラレオネ、ソマリア、スーダン

懸念国
アジア地域: 中国、台湾、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、バハレーン、キウシュアラビア、クエート、カタール、オマーン、イスラエル、ヨルダン、アラブ首長国連邦、イエメン、アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、グルジア 欧州地域: アンドラ、ロシア、アルバニア、ルーマニア、ブルガリア、エストニア、ラトビア、リトアニア、ウクライナ、ベラルーシ、モルドバ、スロヴァキア アフリカ地域: キューバ、セント・ピエール・ミクロン、ネービス、ガイアナ、チリ、ブラジル アフリカ地域: アルジェリア、エジプト、モーリタニア、ニジェール、アンゴラ、シブチ、タンザニア、モザンビーク、ジンバブエ、南アフリカ、マラウイ、ザンビア、コモロ 大洋州地域: パプアニューギニア

[2008.09.30 第17版]

ADVANTEST

## 輸出取引確認書 対象製品追加リスト

< 対象製品 >

	5	6	7	8
製品型式				
製品名				
製造番号(シリアル8桁)				
納品日				

	9	10	11	12
製品型式				
製品名				
製造番号(シリアル8桁)				
納品日				

	13	14	15	16
製品型式				
製品名				
製造番号(シリアル8桁)				
納品日				

	17	18	19	20
製品型式				
製品名				
製造番号(シリアル8桁)				
納品日				

	21	22	23	24
製品型式				
製品名				
製造番号(シリアル8桁)				
納品日				